



市章

大津市公報

平成27年12月15日
号外(第69号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

96 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例..... 1

条 例

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成27年12月15日

大津市長 越 直 美

大津市条例第96号

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条及び第203条の2の規定に基づき、市議会議員(以下この条から第4条までにおいて「議員」という。)の議員報酬、費用弁償及び期末手当並びに非常勤の職員(議員及び短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 - 略 -</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条及び第203条の2の規定に基づき、市議会議員(以下この条から第5条までにおいて「議員」という。)の議員報酬、費用弁償及び期末手当並びに非常勤の職員(議員及び短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 - 略 -</p> <p><u>(議員報酬からの控除)</u></p> <p>第5条 <u>議員報酬は、議員の申出により、次に定めるものについて、当該議員の議員報酬から控除することができる。</u></p> <p><u>議員の資質向上等を目的として組織された会の会費</u></p> <p><u>会派(大津市議会基本条例(平成27年条例第47号)第11条に規定する会派をいう。)の運営等に要する経費</u></p> <p><u>全国市議会議員団体補償制度の加入保険料</u></p>

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。